

## 会 議 記 録

次の協議会を次のとおり開催した。

協議会名称	令和6年度第2回湘南東部地区福祉有償運送市町共同運営協議会
開催日時	令和6年8月29日（木）午後2時00分から午後2時25分まで
開催場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階F会議室
出席者 ※会長等◎ 副会長等○	◎濱田盛厚、○森もと江、○金子由利子、手塚明美、榮伸一（代理：菊地靖彦）、鶴田國夫、谷久保康平、高丸やい子、右城栄一、中澤栄子（代理：重野将斗）、森下文章（代理：新井慎一）、笠井熱史（代理：川崎悦子）、山本まり子、佐藤秀幸
次回開催予定日	令和6年11月21日（木）午後2時から
問い合わせ先	担当：茅ヶ崎市福祉部地域福祉課 電話番号：0467-81-7152（内線3221） メールアドレス：chiikifukushi@city.chigasaki.lg.jp
会議の概要	<p>1 開会あいさつ</p> <p>2 議題</p> <p>&lt;協議事項&gt;</p> <p>(1) 旅客から收受する対価の変更について（藤沢市）</p> <p>①特定非営利活動法人フリードケアサービスから提出された対価の変更案について協議。申請の通り協議が調った。</p> <p>&lt;質疑&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・待機料金はどのような場合に徴収するのか。【高丸委員】 →自宅に迎えに行ったときに自宅から出て乗車するまでに時間がかかった場合などに徴収する。【オブザーバー】</li> <li>・1か月にどのくらいの件数があるのか。また、待機料金は30分500円の設定だが30分をちょっと下回る場合、例えば28分というような場合はどうするのか。【右城委員】 →利用者には20分を超えたら500円を徴収する旨を伝える。1か月の利用件数は延べ30回程度、1日に多くて2回程度である。【オブザーバー】</li> <li>・迎車回送料金は距離にも関係があるか。【高丸委員】 →どの距離でも同じである。【オブザーバー】</li> <li>・車両使用料は自分の車いすを持ち込んだ場合はどうなるのか。【高丸委員】 →利用者の持ち込みの場合と施設のものを利用する場合とは関係なく車両使</li> </ul>

用料1, 000円を徴収する。【オブザーバー】

<報告事項>

(1) 自家用有償運送に係る登録事項の変更について（藤沢市）

①福祉クラブ生活協同組合の法人代表者の変更について報告。

②福祉クラブ生活協同組合の車両の種類の変更を伴う車両の入替

<その他>

<質疑>

・配布された資料のうち、福祉クラブ生活協同組合から提出された自家用有償運送者登録証の「路線又は運送の区域」に寒川町が入っていないが、この理由は何か。【右城委員】

→「路線又は運送の区域」は運送を行う団体が必要に応じて自ら設定し申請するものであり、団体の利用者の居住地域や要望等をもとに設定されている。この団体では、現在の利用者に寒川町を拠点とした送迎を要望する方がいないため、エリアとして申請していないものと思われる。【新井委員（代理）】

3 閉会